

日田市自治基本条例

自治基本条例に対する 意見と対応について (案)

[平成30年 1月25日 時点]

- ① 資料中の「No.」欄が 囲みとなっている項目は、前回検討委員会以降に新たにまとめた事項を示しています。
- ② 資料中の「検討の対象とした理由」欄及び「提言にあたっての対応等」欄の 囲みは内容に変更があった事項を示しています。

日田市自治基本条例見直し検討委員会

自治基本条例に対する意見と対応について（案）

－ 日田市自治基本条例 H30.1.25 時点 －

No.	意見の項目	検討の対象とした理由	提言にあたっての対応等
1	自治基本条例の市民への浸透活動 (関係条項なし)	自治基本条例の市民への浸透は十分とは言えないと判断される。市民参画と協働によるまちづくりを推進するためには、条例の認知度を高める必要がある。また、次代を担う子どもに対して、まちづくりへの意識付けを行うことについても留意する必要がある。	<p>【提言】 自治基本条例の市民への浸透を目的として、更なる取組の充実を求めるほか、<u>次代を担う子どもに対する啓発の推進を求める。</u></p> <p>【想定される対応】 自治会や公民館等の活動と連携した周知活動を拡充するとともに、まちづくり集会など市民参画の場を積極的に提供する。 <u>また、子どもに対する教育活動を通じて、まちづくりに参画する権利を伝え、子どものまちづくりへの参画を推奨する。</u></p>
2	住民自治組織の役割と行政の支援 (第24条関係)	地域におけるコミュニティ機能を維持するため、各種団体等の役割と行政が支援することについて検討が必要と考える。	<p><u>【 条例の見直し 】</u></p> <p>【提言】 地域住民の理解を前提として、住民自治組織に対する公共的役割の移譲と行政による支援を明確にする規定を整備するよう求める。また、人材を確保できる仕組みの構築を求める。</p> <p>【想定される対応】 公共的役割の移譲と行政による支援を明確にする条例改正のほか、地域住民の理解を前提として、受け手となる組織づくりを進める。 また、地域の社会福祉協議会などと連携して効果的な組織運営に配慮した仕組みづくりを進める。</p>
3	若者がまちづくりに携わり活躍できる社会の実現 (第8条関係)	平成28年度に策定した第6次日田市総合計画では、「若者がまちづくりに携わり活躍できる社会の実現」を取組の基本方針としている。現行条例では第8条に子どもの権利等として規定されているものの、「若者の参画」に広げることについて検討が必要と考える。	<p>【提言】 若者の意見を広く聴取し、若者のまちづくりへの参画につながる仕組みの構築を求める。</p> <p>[想定される対応] 若者の意見を集約するための集会などを開催して、若者が求める取組を研究するとともに、持続可能な仕組みを構築する。また、若者の活動拠点として施設等の活用を進める。</p>

No.	意見の項目	検討の対象とした理由	提言にあたっての対応等
4	<p>災害への備えに関する取組</p> <p>(第 26 条関係)</p>	<p>平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害を教訓とした危機管理体制と市民や地域コミュニティの位置付けについて検討が必要と考える。また、山林の保全など減災につながる取組の充実が必要と考える。さらには、災害への備えとして避難所の見直しやハザードマップの充実を求める必要がある。</p>	<p>【提言】</p> <p>災害時に対応できる行政組織を再構築するとともに、減災の取組を充実するよう求めるほか、自助と地域における共助の仕組みを浸透させる取組を求める。また、教訓を生かした避難所の見直しやハザードマップの充実を進めるよう求める。</p> <p>【想定される対応】</p> <p>災害に柔軟に対応できる行政の体制を整えるとともに、自主防災組織の充実をはじめとして、地域のコミュニティが取り組む先進事例を参考に「自助」「共助」「公助」の浸透に努める。また、山林の保全をはじめとする減災対策を関係機関と連携のうえ拡充するほか、被災時に明らかとなった教訓をもとに避難所の見直しやハザードマップの充実を進める。</p>
5	<p>子どもとともに進めるまちづくりの推進</p> <p>(第 8 条関係)</p>	<p>自治基本条例を市民に浸透させることは、まちづくり活動の根幹であり、次代を担う子どもへの啓発が必要と考える。</p>	<p>【提言】</p> <p>次代を担う子どもに、まちづくりに参画する権利があることを伝え、まちづくりについて学ぶ機会を提供するよう求める。</p> <p>【想定される対応】</p> <p>教育活動の一環として、子どもとその保護者に対してまちづくりへの参画の大切さを伝える取組を進める。</p>
6	<p>参画と協働による成果の積極的な公表</p> <p>(第 21 条関係)</p>	<p>市民参画の一環として提案した意見等がどのような結果になったのかを確認できることは、自身の意見に対する責任の認識と次の参画への意欲につながるものと考えられる。</p>	<p>【提言】</p> <p>市民参画の成果として集約された意見等が市政にどのような結果となったのかを伝える取組の実施を求める。</p> <p>【想定される対応】</p> <p>市民の意見に基づいた施策の充実と意見に対する市の対応を伝える取組を拡充する。</p>
7	<p>職員の資質向上に向けた取組</p> <p>(第 12 条関係)</p>	<p>市民参画を進める上で市民と職員の信頼関係は重要と考える。また、職員自身が地域の住民として積極的にまちづくりに参画する必要があると考える。</p>	<p>【提言】</p> <p>職員が市民としての活動にも積極的に参画し、地域の住民との信頼関係を築くよう、行政内部での研修をはじめとして意識改革に努めるよう求める。</p> <p>【想定される対応】</p> <p>市民協働によるまちづくりや職員も地域の一員であることを意識し市民としての行動を喚起する取組を進める。</p>

No.	意見の項目	検討の対象とした理由	提言にあたっての対応等
8	<p>他の自治体や各種団体と連携した取組の充実</p> <p>(第 28 条関係)</p>	<p>活気のあるまちづくりの一環として観光振興などの取組を進める上で、筑後川流域の自治体をはじめとした関係自治体との連携が必要と考える。</p>	<p>【提言】</p> <p>広域的課題の解決や活気あるまちづくりの推進にあたって、<u>他の自治体や各種団体と連携した取組を進めるとともにホームページやマスコミを通じた情報発信を積極的に進めるよう求める。</u></p> <p>【想定される対応】</p> <p><u>県内の各種団体をはじめ、筑後川流域や福岡都市圏の各種団体と連携して、広域的課題の解決や活気あるまちづくりを推進するほか、ホームページやマスコミを通じた情報発信を積極的に進めるよう求める。</u></p>
9	<p>市民の意識を市政に反映させる取組の充実</p> <p>(第 21 条関係)</p>	<p>市民協働を進める上で、市民の意識や市民がまちづくりに求めていることなどを把握することが重要と考える。</p>	<p>【提言】</p> <p>社会情勢によって変化する市民意識とその動向を把握し、市政に反映させる取組の充実を求める。</p> <p>【想定される対応】</p> <p>市民意識の把握にあたって、動向を含めた分析ができるよう、意識調査を定期的実施する。</p>

意見数 9 件